

平成25年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成25年12月2日（月曜日）午前9時08分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 第54号議案 幸田町税条例の一部改正について
第55号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第56号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第57号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第58号議案 土地の処分について（特別養護老人ホームつつじヶ丘用地）
第59号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）
第60号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第61号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 企画部長兼
人事秘書課長 | 大竹広行君 | 総務部長 | 小野浩史君 |
| 住民こども部長 | 桐戸博康君 | 健康福祉部長 | 鈴木司君 |
| 環境経済部長 | 山本幸一君 | 建設部長 | 近藤学君 |
| 住民こども部次長兼
こども課長 | 児玉幸彦君 | 会計管理者兼
出納室長 | 小山信之君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 教育部長 | 春日井輝彦君 |
| 消防長 | 山本正義君 | 消防次長兼
予防防災課長 | 齋藤正敏君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第4回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

12月に入り、冬の気配も色濃くなり、寒さも一段と増してまいりました。皆様には御自愛をいただきまして万全な体調を持って議会に臨んでいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

本定例会に提出された議案は、お手元に配付の議案目録のとおり、諮問1件、単行議案6件、平成25年度補正予算2件、合わせて9件が提出されております。慎重なる御審議と議会運営に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ここで、9月定例会で教育委員として選任されました小野教育委員が初めて教育長として定例会に臨まれますので、ここで就任の挨拶の申し出がありましたので、発言を許します。

教育長。

〔教育長 小野伸之君 登壇〕

○教育長（小野伸之君） 議長のお許しを得ましたので、一言申し上げさせていただきます。

今、お話がありましたように、9月に選任され、10月5日から執務を始めております。今、2カ月たち、やっとなれてきたところです。早くなれて力が十分発揮できるようにとっております。

この間、教員の不祥事によりマスコミをにぎわせてしまったこと、町民の皆様、それからここにお見えの議員の皆さんに大変な御心配をかけましたこと、申しわけなく思っております。済みませんでした。

これからも御指導、よろしく願いいたします。

〔教育長 小野伸之君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここでお諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

ここで、定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

肌寒さも身にしみるようになりましたが、師走に入りまして何かと気ぜわしい昨今で

ございます。

さて、本日、ここに平成25年第4回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変お忙しい中、しかも早朝より出席をいただき、まことにありがとうございました。

議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の向上のために御尽力をいただいております。また、行政運営の面においても御指導・御高配を賜っており、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件1件、幸田町税条例の一部改正についてを初めとする単行議案7件、平成25年度幸田町一般会計補正予算など補正予算関係2件、合わせて9件でございます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめて誠意を持って対応させていただきますので、よろしく願いをいたします。

ここで、4点御報告をさせていただきます。

1点目は、窃盗被疑者として深溝小学校教諭が逮捕された件についてでございます。

逮捕されたのは、幸田町立深溝小学校の教諭、新井浩介容疑者で、岡崎市のスポーツクラブで更衣室に置いてあったバッグから財布を盗んだとして20日に窃盗の疑いで逮捕されました。

教育委員会としては、保護者への説明会を開催するとともに、児童の心のケアも含め、学校環境を整えるとともに再発防止に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

2点目は、不審火についてであります。

町内で5月から発生いたしました不審火であります。年末を迎え心配される場所でもあります。

町といたしましては、不審火対策本部を中心とし、町や警察だけでなく、消防団や地域の住民の皆さんの御協力をいただきながら、引き続き不審火発生の防止に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

3点目は、子どもの話でありますけれども、全国少年少女チャレンジ創造コンテストについてでございます。

東京都で開催されました本コンテストにおいて、幸田町少年少女発明クラブのメンバー3人が銀メダルを獲得いたしました。課題のからくりパフォーマンス・カーで幸田町の町村合併60周年をアピールしながら、彦左衛門やえこたん、筆柿を使った山車に工夫を凝らし、受賞いたしました。

この受賞は、ものづくりのまち幸田町に明るい話題を提供してくれるとともに、幸田町のものづくりの将来にも明るい希望を与えてくれました。町といたしましては、少年少女発明クラブ等を通じて、ますますものづくりに興味を持つ子どもたちを育ててまいりたいというふうに考えておりますので、御協力をお願いいたします。

4点目におきましては、配付資料でございます。

去る10月28日、アイリス愛知で開催されました愛知県町村会定例総会の資料、また11月20日、NHKホールにおいて開催されました全国町村長大会の資料を、本日、お手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成25年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時08分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時08分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を15番 浅井武光君、1番 中根秋男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月2日から12月24日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月2日から12月24日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりでありますから、御了承願います。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査7月分、8月分、9月分、10月分の4件と定期監査1件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情5件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第3号から陳情第7号の5件について、所管となります文教福祉委員会に付託いたします。

次に、総務委員会、防災対策特別委員会及び総合開発特別委員会の閉会中の活動状況は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（大嶽 弘君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号でございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定、選挙権を有する者の中から市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦するに基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

今回、中根光子氏が平成26年3月31日をもって任期満了となるため、推薦を行うものであります。

中根光子氏は、幸田町大字横落字郷中78番地、昭和28年8月7日生まれ、64歳でございます。

中根光子氏は、引き続き2期目をお願いするものでありますが、平成10年12月から平成22年11月までの12年間にわたりましても民生児童委員を歴任されまして、子どもに対して非常に教育熱心で、他の委員からの信望も厚く、現在も活躍されているところでございます。

人格識見は高く、民生委員・児童委員の経験から広く社会の実情に精通し、委員として引き続き活躍されるものと期待し、お願いするものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、よろしく可決・承認・御同意賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

諮問第1号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 質疑ないようですので、以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案どおり答申されました。

日程第5

○議長(大嶽 弘君) 日程第5、第54号議案から第61号議案までの8件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、単行議案第54号から第59号議案までの6件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の3ページでございます。よろしくお願いいたします。

第54号議案 幸田町税条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の主な概要につきましては、まず第44条の2及び第44条の5の一部改正は、公的年金からの住民税特別徴収制度の見直しに係るもので、2点でございます。

まず1点目は、従前において、特別徴収の対象者が賦課期日である1月1日後に他市町村へ転出した場合は、特別徴収を停止し、普通徴収へ切りかえることとなっておりますが、他市町村へ転出した場合でも、一定の要件のもと、当該年度中の特別徴収を継続するものであります。

2点目は、仮特別徴収税額の算定方式の見直しであります。

年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、4月・6月・8月に支払われる公的年金から徴収する仮特別徴収税額を前年度分の公的年金に係る個人住民税の2分の1に相当する額とするものであります。

なお、これら公的年金に関する改正は、平成28年10月1日からの適用となります。

続きまして、附則第7条の4、附則第16条の3、附則第19条及び第19条の2の一部改正につきましては、金融所得課税の一体化等の見直しであります。

利子や配当、譲渡益など、金融所得に係る課税の一体化を進める観点から、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税の方式を変更するとともに、金融商品に係る損益通算範囲の拡充をするものでございます。

このことに係る主な改正内容は、次の2点でございます。

まず第1点目は、公社債等に対する賦課方式の変更であります。

平成28年1月1日以後に支払いを受けた特定公社債等の利子所得等については、源泉分離課税の対象から除外し、申告分離課税とし、公社債等の譲渡所得については、非課税の対象から除外し、申告分離課税とするものであります。

2点目といたしましては、上場株式等及び特定公社債等の譲渡等に係る損益通算範囲の拡充であります。

上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得が追加され、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算が可能となります。

また、平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失金額につきましては、最大で翌年以後3年間にわたり特定公社債の利子所得等及び譲渡所得並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とするものでございます。

なお、上場株式等の配当所得は、申告分離課税を選択したものに限り損益通算が可能となります。

これら金融所得課税に関する改正は、平成29年1月1日から施行し、平成29年度以降の町民税に適用するものでございます。

議案関係資料は、4ページから19ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

第55号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからでございます。

8ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、提案理由で申し上げた政令により、消防法施行令の一部が改正となりました。

9ページの12行目の幸田町火災予防条例第29条の4第4項において、引用している消防法施行令の条項がずれましたので、これに合わせるものであります。したがって、内容が変わるものではございません。

その他、条文全体において、常用漢字表の表記及び法制執務上の表記に改める字句等の整理を行うものであります。

施行日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

議案関係資料につきましては、20ページから49ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。

第56号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

改正の主な概要につきましては、地方税法の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化等の見直しに伴う国民健康保険税の課税の特例規定の整理を行うものであります。

附則第3項は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されることによる整備をし、附則第6項及び第7項では、株式等に係る譲渡所得の分離課税が一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に区分されることに伴う整備を行うものでございます。

また、附則第11項では、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が追加されることによる整備を行うものであります。

施行期日につきましては、平成29年1月1日であります。

なお、適用につきましては、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例により適用するものであります。

議案関係資料は、48ページから52ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第57号議案 幸田町営住宅条例の一部改正についてであります。

提案理由は、延滞金の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、家賃滞納による延滞金を町税の取り扱いと同様とするものでございます。

具体的には、附則第8項を追加し、延滞金の割合につきましては、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことに鑑み、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満た

ない場合には、その年中において、年14.6%の割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするもので、いずれも町税の取り扱いと同様とするものでございます。

その他、字句の整理をするものでございます。

施行期日は、平成26年1月1日からでございます。

議案関係資料は、53ページから59ページでありますので、御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

第58号議案 土地の処分について（特別養護老人ホームつつじヶ丘用地）であります。

提案理由につきましては、特別養護老人ホームつつじヶ丘用地を処分することに伴い、必要があるからでございます。

当用地につきましては、平成15年度に特別養護老人ホームつつじヶ丘を整備するに当たり、福祉施設整備推進の必要性から、建設用地の取得を町が行い、平成15年7月1日付で社会福祉法人寿幸会と交わした使用貸借契約書により使用している土地であります。

今回の土地の処分については、この法人と同日付で締結した覚書による賃貸契約締結後10年をめどとして有償譲渡の申し出をするとした定めに基づき、法人からの申し出より用地の売り払いをするものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思ひます。

売り払いする土地の所在、地目、地積は、額田郡幸田町大字坂崎字七曲り1番2、山林492平方メートルを始め7筆で、合計登記面積は1万4,486平方メートルありますが、売り払い面積は実測面積の1万3,344.79平方メートルでございます。

売り払い価格は、覚書に定められている譲渡金額に譲渡時までの金利相当分を加えた4,618万1,233円で、売り払いの方法は、随意契約。契約の相手方は、つつじヶ丘の設備運営主体であります額田郡幸田町大字坂崎字七曲り1番地2、社会福祉法人寿幸会理事長 佐野博であります。

契約関係資料は、60ページから64ページでありますので、御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

第59号議案 指定管理者の指定についてでございます。

提案理由といたしましては、幸田町地域振興施設「道の駅筆柿の里・幸田」の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからでございます。

なお、本施設は、平成21年4月4日から平成26年3月31日までの指定期間として、指定管理者である合同会社筆柿の里・幸田に管理運営を委託しているもので、第2期目の指定管理者の指定を行うものであります。

20ページをごらんいただきたいと思ひます。

公の施設の名称は、幸田町地域振興施設「道の駅筆柿の里・幸田」でございます。

施設団体の名称は、合同会社筆柿の里・幸田、指定する団体の所在地は、額田郡幸田町大字須美字東山17番地の5、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

議案関係資料は、65ページから66ページでありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして補正予算について説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第60号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1,960万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ125億1,493万9,000円とするものであります。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条の繰越明許費につきましては、第2表のとおり、子育て支援システム導入事業において1,512万円をお願いするものでございます。

それでは、主な補正内容について説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

55款国庫支出金につきましては、県支出金への組み替えによる子育て支援交付金を減額し、60款県支出金につきましては、子育て支援対策基金事業費補助金において組み替え分と新規事業分を追加いたしました。

70款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の追加で全体の調整をいたしました。

引き続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページでございます。ごらんいただきたいと存じます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動等に伴うものが主なものとなっております。

15款総務費では、防犯活動推進事業におきまして、防犯カメラの設置工事費を追加し、合併60周年記念事業におきましては、幸田町の子どもの歌制作委託料を新規計上するものでございます。

20款民生費では、福祉医療事業におきましては、保険医療課の非常勤職員の賃金を追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。

老人福祉施設管理運営事業におきましては、老人憩の家修繕工事負担金を追加し、児童福祉総務一般事業におきましては、子育て支援システム導入委託料を新規計上するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費であります。子育て支援システム導入委託料1,512万円をお願いするものであります。県の補助事業の対象条件として、平成25年度中の契約

が必須条件となるため、繰越明許費で措置するものであります。

なお、システム構築の完了は、平成27年3月を予定するものでございます。

続きまして、第61号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書19ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入歳出それぞれ281万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ14億1,126万9,000円とするものでございます。

補正予算関係資料は、26ページでございます。よろしく願いいたします。

歳入につきましては、県支出金におきまして負担金の交付決定を受け、介護給付費負担金を追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書28ページをごらんいただきたいと思います。

保険給付費におきまして、事業費精査による居宅介護住宅改修費給付費と、介護予防住宅改修費給付費及び審査支払手数料を追加し、上半期の実績から精査し、地域密着型介護予防サービス等給付費を減額するものでございます。

以上、平成25年第4回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案6件、補正予算2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、全議案可決・承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月4日水曜日午前9時から開きますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日10時から第1委員会室にて開催します。委員の方は、御出席をお願いいたします。

以上であります。

これにて、散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年12月2日

議 長 大 嶽 弘

議 員 浅 井 武 光

議 員 中 根 秋 男